

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準1	理念・目的
-----	-------

I. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容</p> <p>○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬学部薬学科においては、薬剤師養成教育に課せられた基本的使命を踏まえて、「薬に関する基礎教育とヒューマニズム教育を徹底し、薬学専門家にふさわしい知識と倫理観を兼ね備え、創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」ことを教育研究上の目的(人材養成に係る目的)として設定している。(高崎健康福祉大学 ホームページ)。 <p>・令和4年に、厚生労働省から薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)が示された(令和4年度第9回薬学部教授会議事録)。これまでは卒業時に必要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更なる。また、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。また基本的な資質を身につけるための目標として、学修目標(約350項目)として整理される。上記を踏まえて、現在の薬学部の教育研究上の目的と照らし合わせ、検討することが提案された。</p> <p>○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性</p> <ul style="list-style-type: none"> 高崎健康福祉大学は、その建学の理念(他者の喜びを己の喜びとする「自利利他」の精神に基づく倫理観)に基づき、「健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法及び子ども教育の観点から総合的に捉え、快適な人間生活の方策を攻究すると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成」という大学としての教育研究上の目的を設定している。薬学部薬学科においては、薬剤師養成教育に課せられた基本的使命を踏まえて、「薬に関する基礎教育とヒューマニズム教育を徹底し、薬学専門家にふさわしい知識と倫理観を兼ね備え、創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」ことを教育研究上の目的(人材養成に係る目的)として設定しており、大学の理念を踏まえた目的が、適正に設定されている。(根拠資料1 2022年度(対象年度:2021)自己点検・評価シート 基準1) 	B
2	<p>大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究上の目的は、教員に対しては教授会で、学生に対しては入学時に、明示している。また、令和2年度より1年次の学生には「基礎教養ゼミ」の講義にて大学理念・目的を周知している(根拠資料2「基礎教養ゼミ」講義資料)。(根拠資料1:2022年度(対象年度:2021)自己点検・評価シート 基準1) 	A

	<p>○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p> <p>・教育目標は、薬学部の「履修ガイド」に記載され、学生及び教職員全員に「履修ガイド」を配布することにより周知されている（根拠資料3 2021 履修ガイド p.10）。年度始めの4月の教授会では特に学部長より学部教員に大学理念について口頭で周知している。また、ホームページにも公開されている（根拠資料4 ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept）。さらに、受験生、保護者、高校の進路指導教員にも高校出前授業、高大連携事業、オープンキャンパスなどの機会をとらえて、周知を図っている。（根拠資料1 2022 年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準1）</p> <p>・建学の精神である「自利利他」と教育方針についての啓発：HP や印刷物での配布は行えているが、それらについて直接学生に確認する機会は少ない。令和4年度は満足度調査において建学の精神の問う設問を加え、学生に建学の精神を再認識させる機会を設けた（根拠資料5 令和4年第9回教授会議事録 資料）。結果は令和5年度教授会に報告される。</p>	
3	<p>大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。</p> <p>○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定</p> <p>・「創薬や医療の現場で活躍できる薬剤師(医療人)を養成する」ため、これまでの教育体制をさらに強化していくことが、必要である。さらに医療に関する知識・技術の急速な進歩、デジタル化の進展、インターネット環境の充実、また少子化による学生数の減少など様々な変化が起こっており、これらに対応する事が必要である。さらに臨床薬学教育の更なる充実のため、令和2年度第3回教授協議会において薬学部教育・研究将来計画を議論し、将来計画委員会を立ち上げ将来の薬学教育の在り方について検討を始め（根拠資料6 令和2年度 第3回教授協議会議事録）、令和3年度に 令和4年度から学部長を委員長とした「将来構想委員会」を立ち上げることとした（根拠資料7 令和3年度第11回教授会議事録 p.7）。（根拠資料：2022 年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準1）</p>	B

II. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	建学の精神である「自利利他」と教育方針についての啓発	建学の精神である「自利利他」と教育方針についての啓発：HP や印刷物での配布は行えているが、それらについて直接学生に確認する機会は少ない。本年度は満足度調査において建学の精神の問う設問を加え、学生に建学の精神を再認識させる機会を設けた（根拠資料5 令和4年第9回教授会議事録 資料）。

III. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
1	薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）に対応するための、薬学部の教育研究上の目的の再検討	・厚生労働省から薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）が示された（令和4年度 第9回 薬学部教授会議事録）。これまでは卒業時に必要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更なる。また、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。また基本的な資質を身につけるための目標として、学修目標（約350項目）として整理される。上記を踏まえて、現在の薬学部の教育研究上の目的と照らし合わせ、検討する

IV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画

V. 根拠資料

資料番号	資料名称
	根拠資料1 2022年度(対象年度:2021)自己点検・評価シート 基準1
	根拠資料2 「基礎教養ゼミ」講義資料
	根拠資料3 2021履修ガイド p.10
	根拠資料4 ホームページ https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept
	根拠資料5 令和4年第9回教授会議事録 資料
	根拠資料6 令和2年度 第3回教授協議会議事録
	根拠資料7 令和3年度第11回教授会議事録 p.7

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準2	内部質保証
-----	-------

VI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。</p> <p>○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証に関する大学の基本的な考え方 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど） <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証に関する大学の基本的な考え方：公益財団法人大学基準協会の作成している大学評価ハンドブック（根拠資料2-1：2021（令和3）年改訂）に「内部質保証」(Internal Quality Assurance)とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスである。」とある。本学部では上記の「内部質保証」の記載を基本的な考え方としている。令和3年度3月の教授会で、高崎健康福祉大学管理運営方針の「2.大学運営」に内部質保証を盛り込む事が報告され、(根拠資料2-1b：令和3年度第6回大学運営協議会)(根拠資料2-2：2022年度(対象年度：2021)自己点検・評価シート 基準1)、令和4年度3/10の大学運営協議会報告にて 高崎健康福祉大学管理運営方針 について、内部質保証を加える旨が承認された。(根拠資料2-3 令和4年度第1回薬学部教授会資料) これにより内部質保証の重要性が再確認された。 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担：全学的な組織としては全学FD委員会が中心となり、全学的な質保証を進める。薬学部はその指示に従い学部内での質保証を進める。この体制により、全学で統一的な質保証を行う。薬学部では組織的な内部質保証に関して、薬学部教授会(全教員参加)が責任を持っている。PDCAサイクルについては学部長・学科長とFD自己点検・評価委員会にて検討している。将来構想の中で議論し、企画・設計を含めて教育に関しては教務委員会が、また入学生の選別に関しては入試委員会検討を行っていく予定である。(根拠資料2-2：2022年度(対象年度：2021)自己点検・評価シート 基準1) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)：薬学教育全体の大きな方針に関しては、平成25年に改訂された文部科学省による薬学教育「薬学教育モデル・コアカリキュラム」(根拠資料2-4 薬学教育モデル・コアカリキュラム https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm)に従い、薬学部の教務委員会が企画・設計をしている。その企画設計に従い各教員が具体的な教育内容を決定し(Plan)、実行する(Do)。教育の成果については3つのポリシーのアセスメントを行い、各分野の習熟度を算出している(根拠資料2-5 令和3年度第11回薬学部教授会議事録 p.32-34 3つのポリシーアセスメントチェック表(2021))。また大学全体での取り組みとして学生による授業評価、学生満足度調査を行っている。2021年度の結果は現在学生委員会で集計中であるが、2020年度の結果は報告されている(根拠資料2-6 令和3年度第4回薬学部教授会議事録 p.38-39)。薬学部では卒業生の学生満足度アンケート(根拠資料2-7 令和3年度第11回薬学部教授会議事録 p.12-14)、さらに担当教員以外による授業評価をおこなっている(根拠資料2-8 令和4年度第7回薬学部教授会議事録)(Check)。得られた検証結果を学部長が中心となる委員会及び(教務委員会)において、内容の適切性・遺漏がないかなどについて検証し、改善・向上に向けた指針を出している(Action)。出された指針は各担当委員会、担当教員に傳達され、各担当委員教員は次年度のplanを立案し(Plan)、教育を実行する(Do)。以上により、カリキュラム編成の再考、講義の質向上を図り、教育の質向上のためのPDCAサイクルを回している。 	B

2	<p>内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 <p>以下に、薬学部内の体制を示す。</p> <p>薬学部教授会（全教員参加）：内部質保証に関して最終的に責任を担う組織である。</p> <p>自己点検・評価委員会：内部質保証に関して具体的に検討し、薬学教授会に報告する。</p> <p>教務委員会：教育の企画・設計を行い、それらを教授会に提案する。また、結果を審議し個々の教員を含めてフィードバックする。</p> <p>FD推進委員会（令和4年より新設）：薬学部教職員のFD活動（研修会）等を統括、実施する。</p> <p>入試委員会：入試の運用・検証を行い、結果を教授会に報告・提案する。</p> <p>（根拠資料 2-9 2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準2）</p> <p>薬学学修支援センター：薬学部では部内に修学を支援する体制を整えている。その中で各学年の修学状況を査定し、対策を行い、教授会に報告する。（根拠資料 2-3 令和4年度 第1回薬学教授会 資料）</p> <p>薬学学修ゼミ I II:薬学専門教育習得に困難を感じる学生を対象に、選択科目として学習方法を指導する授業を行う。（根拠資料 2-3 令和4年度 第1回薬学教授会 資料、根拠資料 2-10 令和4年度薬学部シラバス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成 <p>薬学部教授会（全教員参加）：教授 17名、准教授 7名、講師 6名、助教 7名、助手 1名</p> <p>自己点検・評価委員会：教授 4名、准教授 1名</p> <p>教務委員会：教授 6名、准教授 1名</p> <p>FD推進委員会（令和4年より新設）：教授 3名</p> <p>入試委員会：教授 1名、准教授 2名（根拠資料 2-12 令和3年度 第11回教授議事録 令和4年度各種委員会メンバー）（根拠資料 2-9 根拠資料：2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学学修支援センターの体制：令和4年度開始にあたり、メンバー及び体制（低学年グループ、4～5年生、6年生 合計 7名 教授2名、准教授 3名、講師 1名、助教 1名）（根拠資料 2-3 令和4年度第1回薬学部教授会資料） 薬学学修ゼミ I II:准教授 1名、助教 1名（根拠資料 2-10 令和4年度第1回薬学部教授会、令和4年度薬学部シラバス） 	B
3	<p>方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 <p>・高崎健康福祉大学は、その建学の理念（他者の喜びを己の喜びとする「自利利他」の精神に基づく倫理観）に基づき、「健康と福祉にかかわる諸問題を情報処理、福祉、栄養、薬学、看護、理学療法及び子ども教育の観点から総合的に捉え、快適な人間生活の方策を攻究すると共に健康を基調とした人間中心型の福祉社会の創造に貢献できる指導的な人材の養成」という大学としての教育研究上の目的を設定している。これを踏まえ、厚生労働省から提示された薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿う形で、本学部では、以前より学位授与方針（DP）、教育課程の編成（CP）・実施方針及び学生の受け入れ方針（AP）を策定し、教育を実施し、学生の習熟度、を査定し、適宜改善していくことを基本方針としている。また、学部を取り巻く社会状況、在校生・保護者のニーズも改善のための材料としている。（根拠資料 2-11 令和3年度 第11回 薬学部教授議事録 令和4年度各種委員会メンバー）（根拠資料 2-9 2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準2）。</p>	B

・令和4年に、厚生労働省から薬学教育モデル・コアカリキュラム（令和4年度改訂版）が示された（令和4年度第9回薬学部教授会議事録）。これまでは卒業時に必要とされる資質が記載されていたが、今後は生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力に変更なる。また、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。また基本的な資質を身につけるための目標として、学修目標（約350項目）として整理された。上記を踏まえて、現在の薬学部の教育研究上の目的と照らし合わせ、基本的な考え方の検討を進めている。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 (Plan, Do)

薬学全体での内部質保証

・2022年6月に学長指示により全学的な課題に対応することを目的として発足した学長補佐チームにより、学位授与方針の到達度を中心とした学修成果可視化の方法について検討され、ディプロマポリシーの達成度やGPA値、課外活動などの成果を示す学修ポートフォリオ実施に向けた準備がされた。令和5年度の試行を目指している。その中でアドバイザー教員はアドバイザー学生の総合所見を記載する（根拠資料2-12 令和4年度第6回薬学部教授会資料）。薬学部では、学長の意向に沿う形で、学生個人の学修ポートフォリオ実施に向け、試作した（根拠資料2-12 令和4年度第6回薬学部教授会資料）

・DPごとの習熟度のアセスメントについてチェック表作成

1. カリキュラムマップに基づき、各DPに対応する科目の換算点を学生ごとに積算して行き、平均を算出した。その際、各科目の成績をS（優90点以上）は4点、A（優90点未満）は3点、B（良）は2点、C（可）は1点、D（不可）およびX（評価不能）は0点に換算した。学年ごと（入学年度ごとではない）の各DPの平均点と度数分布を求めた。

・高崎健康福祉大学薬学部教員評価一到達目標・エフォートを提出し、学部内教員（学部長・学科長を含む）により評価している。（根拠資料2-13 令和4年度第10回薬学部教授会議事録、根拠資料2-8 令和4年度第7回薬学部教授会議事録）

学生の修学状況に応じた対応

・卒業生のデータをもとに、在校生の現在の成績から予想される、各人のストレート卒業率等を算出した。令和5年度から学生に公開し、修学意欲の向上を促すこととした。

・休退学・転学科規程の改正案として、農学部生物生産学科が完成年度を迎えたことに伴い、転学科対象学科に生物生産学科（2年次）を追加する案が提案され、全会一致で承認された。（根拠資料 令和4年度第6回薬学部教授会）。これにより、進路変更の幅を広げ、不幸にして薬学部とミスマッチし、入学した学生の進路の幅を広げた。

・GPA内規に基づく退学勧告：2019年度以降の入学生は3期連続で学期GPAが1.0未満の場合は、アドバイザー教員と相談し、さらに学科長を交えて面談を行う。令和4年度は2名が面談を行った（根拠資料2-12 令和4年度第6回薬学部教授会）。結果として、2022年度末に退学となったが（根拠資料2-14 令和5年度第1回薬学部教授会）、修学を振り返る機会を提供した。

・薬学部では、学習内容の定着を目的として、前学期の学期末テストを流用し、学期の初めにフォローアップテストを行っている。欠席者や点数の低かった学生に対して、演習形式で選択肢や出題順がシャッフルされる設定で再度試験問題を公開し、取り組むよう指導している（根拠資料2-15 令和4年度第6回薬学部教授会議事録）。

学部教育に対する、教員以外からの意見の収集

・卒業時アンケートの実施について：令和4年度卒業生対象の卒業時アンケートについて、Google formsを用いてWebで実施した（根拠資料2-16 令和4年度薬学部第11回教授会資料）。

・卒業生アンケート（教育）の集計結果：卒業後3年または10年が経過した卒業生を対象に行った卒業生アンケートを集計した。（根拠資料2-17 令和4年度薬学部第8回教授会資料、根拠資料2-18 令和4年度第11回薬学部教授会議事録 アンケート結果は教授会資料）

・令和4年度保護者説明会を開催し、薬学部期待する教育等について情報を収集していた。資料38頁（根拠資料2-2 令和4年度第1回薬学部教授会資料 令和4年度より対面式に戻した）保護者から出された要望に関しては

各部署にて対応している（根拠資料2-19 令和4年度第7回薬学部教授会資料）。

・定期的に薬学生涯研修セミナーを行っている（根拠資料2-20 令和4年度第9回薬学部教授会議事録）。このことは令和4年に、厚生労働省から示された薬学教育におけるモデル・コアカリキュラム（令和4年度改訂版）に示されている「生涯にわたって研鑽していくことが求められる資質・能力」を助けるものとなる。本セミナーは外部の薬剤師等も参加し、実務を行っている現場の薬剤師との交流の場としても機能する。本年度は第31回（6月25日）に開催される、第32回（10月29日）が実施された。実施後アンケートをとり、現場の薬剤師等が希望する（必要とする）トピックスについて情報を得ている（根拠資料2-12 令和4年度薬学部第6回教授会資料）。

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

・FD研修について：対面とZoomによるハイブリッド形式で9月1日にFD研修を実施し、後に、グループワーク形式で意見交換を行い（令和4年度第4回薬学部教授会議事録）、さらにアンケートをとった。（根拠資料2-8 令和4年度第7回薬学部教授会議事録）

・各教員が決められた様式に従い「自己評価・申告表」を作成し、大学本部に提出した（根拠資料2-21 令和4年度薬学部第10回教授会資料）。令和4年度から、ティーチング・ポートフォリオ（自分の授業や指導の業績を記録した教育業績記録）の記入が追加された。この試みは教員が自己の教育を振り返る機会を提供し、教育の質を保証することと期待できる。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施（PD～Check）

・特に成績下位者に焦点を当て、修学状況を検討した。結果をケース・レポート「D評価となる可能性の高い科目を前学期のD評価傾向から予測する」として山際教授がまとめた。成績不振者になるべく進級出来るように分析された内容も記載されている（根拠資料2-8 令和4年度第7回薬学部教授会議事録）。

・成績ヒストグラムを自己点検に活用することが決定され、（根拠資料2-22 令和4年度第5回薬学部教授会議事録、根拠資料2-12 令和4年度薬学部第6回教授会資料）、令和4年度後期より薬学部FD委員長のもとに薬学教員によるすべての科目の生の成績ヒストグラムの収集がはじめられた。これにより各科目の修学状況を定期的に点検評価できる体制について検討している。

・学生による授業評価アンケートを例年通り実施し、各教員がアンケート結果に返信し、授業の改善に利用した。（根拠資料2-22 令和4年度第4回薬学部教授会議事録）

・薬学修学ゼミIの成果を確認した。3年度後期の修学支援室の活動の結果、薬学修学ゼミIの履修者は1年後期の専門必修科目の単位取得率が100%であり、履修を続けることができれば単位取得につながることを確認された。（根拠資料2-3 令和4年度第1回薬学部教授会資料）・修学支援室活動報告・・・今井准教授[資料37頁]（根拠資料2-23 令和4年度第1回薬学部教授会議事録）

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施（PDC～Action）

・高崎健康福祉大学薬学部教員評価：薬学部教員に1年間の業務内容を提出してもらい、学部内教員が相互に評価し、最終的に学部長・学科長が評価を決定した。評価結果は教室研究費の配分に反映させるとともに、本人に通達さる。（根拠資料2-24）。さらに、各教員と学部長が薬学教育・研究について議論を行う体制をとり、教員のモチベーションを高めている。

・定期的に講義見学会を実施し、のちに講義についての意見交換会を行う。（根拠資料2-8 令和4年度第7回薬学部教授会議事録）。ここで教員相互により講義内容が評価・議論される。担当教員は評価・議論の内容を参考にし、講義の改善を行う。

・修学能力の高い学生を入学させるようにすることを目的とし、入試区分と入学後の修学状況について検討している。そのため、入試区分ごとのストレート卒業率を数年にわたり比較し、入試区分ごとのストレート卒業率を算出している。これまでの結果から薬学部では大学入学共通テスト利用選抜試験からの合格者が比較的成績優秀であることが判明した。令和4年度は、センター試験からの合格人数を若干増加させた。（根拠資料2-25 入試委員会、判定会議資料（訪問時間閲覧資料））

	<p>・薬学教育が十分に習得されたかを確認するため、6年次必修科目である薬学総合演習IIIにおいて、修学確認テストを行っている。薬学教育の各分野に数名の教員を割り当て確認試験を作成し、さらにそれをサポートする数名のサポートチームにより、問題を検証する（Plan）。そして作成された試験により学生の習熟度を検定する（Do）。検定結果を集計し、問題の妥当性を再検討する（正答率など）（Check）。結果を、教務委員会？で検討し、問題作成について新たな指針を示す（Action）。担当者はそれを受けて問題作成担当者は次回の問題作成に取り掛かる（Plan）。上記により薬学教育の質の担保の一部としている。（根拠資料2-26 令和4年度第2回薬学部教授会資料）</p> <p>○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 本学部は平成29年度に一般社団法人薬学教育評価機構による評価を受けた。その結果、適合とされたが、内部質保証に関して、「6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価結果を教育研究活動に反映させるための組織体制を整備する必要がある。」と指摘をうけた。それに対して、①「薬学部の独自のシステムとして、各年度の開始時期に教員全員からその年度の到達目標を教育、研究そして職務の3項目について、エフォート配分と共に学部長に提出することとし、その報告に関して運営委員会で十分に吟味され、必要に応じて学部長の面談を介して教育、研究、職務に対する不足部分の改善が要望されるとし、教育研究活動の一部の改善対策は行われている。」②「大学全体としてPDCAを効率よく回せるように高崎健康福祉大学 内部質保証規程」>を策定し努力をしている。しかし、大学FD・自己点検委員会の評価点検結果を反映させるようなPDCAサイクルが、薬学部としてまだ十分に機能していない。」と回答した（根拠資料2-27：提言に対する改善報告書）（根拠資料2-9：2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート基準2）。審査の結果、薬学教育評価機構より適切な対応をしていると認定された。現在PDCAサイクルを機能させるため、さらなる改革を行っている。</p> <p>○点検・評価における客観性、妥当性の確保 ・3つのポリシー点検会議において、3つのポリシーの見直し及び薬学教育の点検を基準に沿って行っている。その際、本学教員のみでなく、本学学生 外部評価委員（群馬県薬剤師会会長 群馬県病院薬剤師会会長）に参加いただき、客観性、妥当性を確保している（根拠資料2-28 薬学部 令和4年度3つのポリシー定期点検会議 議事録）。また、令和7年度に、薬学教育評価機構による評価を受け、内部質保証の客観性、妥当性確保していく予定である。</p>	
4	<p>教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ・令和3年度 薬学部研究教育年報の作成 ・3年次までの成績をもとに、4年次初めに優秀学生を選び、優秀学生表彰を授与し、結果をホームページにて公開している（根拠資料2-29 https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty_information/yaku/57517.html?pid=482&clr=lightperpul）。</p> <p>○公表する情報の適切な更新 ・薬学部研究教育年報は毎年作成し、内容は更新されている。</p>	B
5	<p>内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p>	B

VII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由

--	--	--

VIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由

IX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画

X. 根拠資料

資料番号	資料名称
	根拠資料2-1 2021（令和3）年改訂
	根拠資料2-1b 令和3年度第6回大学運営協議会
	根拠資料2-2 2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準1
	根拠資料2-3 令和4年度 第1回薬学部教授会資料
	根拠資料2-4 薬学教育モデル・コアカリキュラム https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm
	根拠資料2-5 令和3年度 第11回薬学部教授会議事録 p.32-34 3つのポリシーアセスメントチェック表（2021）
	根拠資料2-6 令和3年度 第4回薬学部教授会議事録 p.38-39
	根拠資料2-7 令和3年度 第11回薬学部教授会議事録 p.12-14
	根拠資料2-8 令和4年度 第7回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-9 2022年度（対象年度：2021）自己点検・評価シート 基準2
	根拠資料2-10 令和4年度 薬学部シラバス
	根拠資料2-11 令和3年度 第11回 薬学部教授会議事録 令和4年度各種委員会メンバー
	根拠資料2-12 令和4年度 第6回 薬学部教授会資料
	根拠資料2-13 令和4年度 第10回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-15 令和4年度 第6回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-16 令和4年度 薬学部第11回教授会資料
	根拠資料2-17 令和4年度 薬学部第8回教授会資料、
	根拠資料2-18 令和4年度 第11回 薬学部教授会議事録（アンケート結果は、同教授会資料）
	根拠資料2-19 令和4年度第7回薬学部教授会資料
	根拠資料2-20 令和4年度 第9回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-21 令和4年度 第10回 薬学部教授会資料
	根拠資料2-22 第5回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-23 令和4年度 第4回 薬学部教授会議事録
	根拠資料2-24 ○○
	根拠資料2-25 入試委員会、判定会議資料(訪問時間閲覧資料)
	根拠資料2-26 令和4年度第2回薬学部教授会資料
	根拠資料2-27：提言に対する改善報告書
	根拠資料2-28：薬学部 令和4年度3つのポリシー定期点検会議 議事録
	根拠資料2-29 https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty_information/yaku/57517.html?pid=482&clr=lightperpul

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準4	教育課程・学習成果
-----	-----------

XI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
 また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。</p> <p>○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、DP）を適切に定め、履修ガイド（根拠資料1-1）に記載するとともに、Web上で公表している（資料1-2）。 本学科では、「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を定期的実施している（資料1-3）。 自己評価に関する「アセスメントチェック表」は教授会で情報共有され、適切に運用されている（資料1-3）。 	A
2	<p>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。</p> <p>○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系、教育内容 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <p>○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学科では学位授与方針に掲げる目標を達成するために、学位授与方針と適切に関連した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP）を策定している（資料2-1）。 本学科では策定した教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目、専門科目を体系的に編成している（資料2-2）。また、授業科目区分や授業形態等を示すためにカリキュラムマップを作成しHP上に公表している（資料2-3、2-4）。 本学科では、「3つのポリシー定期点検評価会議」を開催し、3つのポリシーの点検とそれらに関連した本学教育全般についての点検・評価を定期的実施している（資料2-5）。 自己評価に関する「アセスメントチェック表」は教授会で情報共有され、適切に運用されている（資料2-6）。 	A
3	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 単位制度の趣旨に沿った単位の設定 個々の授業科目の内容及び方法 授業科目の位置づけ（必修、選択等） 各学位課程にふさわしい教育内容の設定 初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） 教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学部において適切に教育課程を編成するための措置</p>	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学薬学科の教育課程にはモデルとなるコアカリキュラムがあり、それに対応した教育課程となっている（資料3-1）。その上で、本学科が掲げる教育課程の編成・実施方針に基づき、共通教養科目42科目、専門教養科目8科目、共通教養科目と専門教養科目の中に早期体験学習を行う4科目、薬学専門教育科目73科目、実習科目16科目を設置している。このうち専門科目に関して、これまで選択科目であった「チーム医療アプローチ論」を、その臨床薬学としての重要性から今年度から必修科目に変更した（資料3-2p.61）。また、6年次の選択科目の「生物の発生と進化」を閉講し、代わりに「症候学」を開講することにより、薬剤師実務教育の充実を図る教育課程に変更した（資料3-2p.295）。 ・科目の順次性および体系性は十分に配慮して教育課程を編成しており、その全体像を示すカリキュラムマップ（資料3-3）を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認している（資料3-4）。また、科目の学習段階を表わした科目ナンバリングを導入し、科目間の位置づけを明確にしている（資料3-2 シラバス目次）。ナンバリングでは、教養科目が0番台、学科科目は100～400番台まで4群に区分し、学修進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。 ・本学科では、大学設置基準21条に定められた単位制度に基づき、1単位は45時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては15～30時間、実験・実技・実習においては30～45時間をもって1単位の授業時間としている。加えて1単位の修得には残余分の時間（0～30時間程度）の自主的な学修（予習、復習等）が必要となる（資料3-5p.18）。令和4年度は新型コロナウイルス対策状況下であり一部の講義ではオンライン授業を継続したが、ほとんどの講義は対面授業に復帰し、各科目とも講義資料や課題の配布と実施とともに適切な学習時間の確保が実現した。 ・個々の授業科目の内容及び方法については、担当教員に依頼して（資料3-6 pp.6-13）作成した翌年度のシラバス案を薬学科教務委員が分担してチェックし、必要に応じて変更を要請している。また、学生による授業評価アンケートの結果も参考にし、講義内容および方法の改善を実施している（資料3-7 pp.32-34）。 ・授業科目の必修・選択等の位置づけについては、上記にも示したようにこれまで選択科目であった「チーム医療アプローチ論」を、その臨床薬学としての重要性から必修科目に変更した（資料3-2）。 ・学士課程にふさわしい教育内容として、初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等について、「基礎教養ゼミ」、「薬学総論」、「基礎薬学演習」、「化学基礎」などの科目を設定してスムーズな薬学専門教育への導入を図っている。これらについても上記の科目の設定や順次性とともに見直しているが、令和4年度は変更の必要性は生じなかった。 <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学科では、高度専門職である薬剤師の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立には特に力を入れている。初等教育から専門教育までの体系的な講義科目は全てが関連しているが、中でも重要なのは学外の医療関連機関・施設で実施している学外実習である。例年、1年次には群馬大学医学部附属病院での見学実習（資料3-2p.136）、5年次には県内外の病院及び薬局でそれぞれ11週間ずつ実施する実務実習（資料3-2p.413）があり、薬剤師の職務に直に触れて学修する。さらに製薬企業・研究所や官庁でのインターンシップもカリキュラムに組み込まれている（資料3-2p.415）。2022度はコロナ禍の影響を受けてこの2年間実施を見送ってきていた1年次の見学実習を、感染対策に配慮しつつ3年ぶりに実施できた。また、5年次の実務実習とインターンシップは関係病院・薬局、官庁の多大なご協力の結果、ほとんどの学修を例年通りに実施できた。一部実施できなかったものについては、代替する補習により補完した。 <p>以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設して教育課程を体系的に編成し、必要に応じて柔軟に対応・検討していると評価できる。</p>	
4	<p>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p> <p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） 	A

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等） <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図るための措置としての履修登録単位数の上限設定については、薬学科では24単位を基本にし、資格取得の要件との関係で必要な特定の学期に限って26単位を上限として、授業外学習時間の確保による単位の実質化を図っている（資料4-1 p.16）。この基本を上回る学期を少しでも減らすため令和4年度に上限設定の見直しを行い、令和5年度入学生から3年後期の上限単位数を26単位から25単位に減ずることとした（資料4-2 p.1）。 ・シラバス内容の整備及び実施については、統一の様式のもと開講全科目で作成し、本学 web サイト上で公開している（資料4-3）。シラバスの作成にあたっては、教務委員会より全教員に対して記入例を示したうえで作成の依頼をしている（資料4-4）。シラバスに含む内容は、「科目名・英文名」、「科目ナンバー」、「講義形態」、「担当教員・科目に関連した実務経験」、「学年・開講期・選必・単位数」、「履修を必須とする資格」、「学位授与方針との関係」、「SDGsとの関連」、「実施概要」、「到達目標」、「使用教材・参考文献」、「評価方法・課題・評価に対するフィードバック方法」、「オフィスアワー・メールアドレス」、講義回ごとの「講義内容」からなり、さらに、単位の実質化を意識した事前学習や事後学習時間の目安を提示するなど、全教員に学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を求めている。授業内容とシラバスとの整合性については、学生による全科目の授業評価アンケートでの調査が行われている（資料4-5）。 ・学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法としては、従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習（PBL）やグループワーク（SGD）を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業を増やして来ており、「基礎教養ゼミ」、「キャリア形成論」、「生物学基礎II」、「薬学総論I」、「薬学総論II」、「薬学と社会」、「薬理学・衛生薬学実習」、「臨床医薬品情報学」、「テーラーメイド医療学」、「実務事前学習I」、「臨床薬学演習」などで実施してきている（資料4-6）。令和2年度はコロナ禍でオンデマンド型のオンライン授業を行なったために講義科目でのPBL等は行えず、実習もSGDは省略せざるを得なかった。しかし令和3年度以降は、感染対策の配慮と大教室を利用した対面授業の実施により、多くの科目でPBLやSGDを安全かつ効率的に行うことができた。卒業研究についてはコロナ禍でオンラインを用いた発表会を実施していたが令和4年度には対面での発表会を7月に実施し（資料4-7 p.11）、活発な討論を促せた。また、学生の主体的な授業内容の復習を促す目的で、毎学期のはじめに前学期の専門必修科目の定期試験を元にした学習フォローアップテストを実施した。 ・1授業あたりの学生数については、例年、薬学科では概ねその定員である90名で実施している。語学系科目や実習科目では、2～4分割した20～50人程度のグループやさらに細分割した小グループで実施することで授業の質を維持するようにしている（資料4-8）。 ・適切な履修指導の実施については、例年、学生全体に対しては前期授業開始時期に学年ごとに教務委員または薬学学修支援センター委員が行なっているが、令和4年度はコロナ禍を配慮し対面での実施は新入生（資料4-9 p.59）、4～6年生に対してのみとし、2年生と3年生にはオンラインでの周知となった。さらに学生個人に対しては、上記のGPAと連動した履修登録単位数の上限の変動も含め、アドバイザーによる履修指導が重要である。本学科では、学生の大学生活全般をサポートするシステムとしてアドバイザー制度を導入し、入学後から卒業まで少人数の学生にひとりずつ教員を割り当て（卒業研究の配属決定後は研究室の指導教員が担当）、履修指導や学習相談、生活相談を行っている（資料4-10, p.10）。 <p>以上のように、単位の実質化を図るための措置や授業形態について、学生の学習を活性化して効率的に教育を行うための措置は多様に講じられていると評価できる。</p>	
5	<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p> <p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 	S

- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

【具体的点検内容とその根拠】

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・薬学科は各科目の成績評価及び単位認定を、各年度当初に学生に公開されたシラバスに明記された方法に従って行っている。成績評価の具体的な方法には、通常試験(いわゆる期末試験)結果および受講態度(小テスト、課題を含む)、形成的評価、主として技能・態度に対する評価があり、各講義の担当教員は、担当する科目について最も適していると判断できる方法を、シラバスを通じて学生に提示しているほか、各講義の初回冒頭に評価基準を口頭でも説明している。実習科目の成績評価の方法は提出レポートおよび受講態度であり、その評価基準および認定方法は、講義科目、演習科目と同様にシラバスに明記されており、各実習科目の初回冒頭でも説明している。実習科目の評価は、実習科目共通のルーブリック表(および科目独自のルーブリック表の併用)による客観的評価を取り入れている(資料5-1)。
- ・高崎健康福祉大学では、入学前の既修得単位の認定制度を学則に定めている(資料5-2,第8章第25-27条)。令和4年度は単位認定制度の利用を希望する学生がいなかったため、実施されなかった。
- ・成績評価の客観性と厳格性を担保するための薬学科独自の取り組みとして、評価に用いる項目とその寄与率、及び、評価の基準をシラバスに明記し、評価方法を初回講義時にアナウンスしている。(資料5-3)。専門科目においては成績評価に用いた確認試験、および、通常試験における正答例と平均点および得点別のヒストグラムを開示し、試験の難易度の適切性を担保し、学生にとって自身の成績と相対的位置が把握しやすいように努めている。令和4年度は、定期試験および最終成績のヒストグラム収集を薬学学修支援センターが行なった(資料5-4)。また、学生による成績確認を制度化した(資料5-5,p4-11)。
- ・授業科目の区分および卒業要件は学則第35条および別表1に規定しているが、履修ガイドにも詳しく記載して学生が確実に理解できるよう努めている(資料5-6,p.16)。学期末ごとの学生の成績は学生個人のポータルサイトで確認できるほか、成績通知書として各保護者宛に郵送される。この成績通知書には卒業・修了に必要な単位数、および、既修得単位数、不足単位数などが記載されている(資料5-7)。
- ・高崎健康福祉大学では平成27年度よりGPAによる成績評価を全学的に導入しており、試験規程評価に応じて1科目あたり4点0点のGPAが加算されるようにしている。GPAの値は、成績不振の学生に対する退学勧告、履修登録できる単位の上限値の設定(CAP制)、GPAの値を学業優秀者の表彰(学長賞)や、学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定と継続審査に利用している。令和4年度は2名の学生に対しGPA内記に基づく退学勧告が行われた。(資料5-8,p1)GPAの値は学期末ごとの成績通知書(資料5-7)にて各学生に通知し、また、学科ごとのGPAの値の分布(資料5-9)をホームページで公開するなど、学生が自身の学習目標にGPA値を活用しやすいようにしている。

○学位授与を適切に行うための措置

- ・薬学部では卒業研究の単位認定を行うにあたり、卒業論文の提出を義務付けている。卒業研究の評価方法ならびに評価に用いるルーブリック表は、教務委員会が4月13日の5年次ガイダンスで学生に明示した。(資料5-10)。
- ・学士の学位論文の審査はルーブリック表に基づき、卒業研究の指導教員が行なっている。卒業論文は定められた期日までに学生自身がC-learningを通じて提出することとしている。(資料5-11,p11)卒業研究のプレゼンテーション能力は、6年次7月9日に行なった卒業研究ポスター発表会(資料5-12)において、専門に関係なく割り当てられた質疑担当者によって評価され、卒研態度のその他の7項目、および、卒業論文は、卒業研究の指導教員がルーブリック表(資料5-13)を用いて評価されている。卒業研究の客観性及び厳格性を確保する措置として、卒業論文および要旨は薬学部にも所属する全ての教員に公開されており、卒業研究の最終成績も全ての研究室の主任教員に周知されている。(資料5-14)
- ・卒業認定および学位授与は薬学科で定める卒業要件に基づき、全教員が参加する卒業判定会議において厳正に可否判定をおこなっている。(資料5-15)学位授与に係る手続きは履修ガイドに明示されている。(資料5-6,p11)
- ・本学では、薬学科が定めるディプロマ・ポリシーに示した6つの能力・資質について、カリキュラムマップに示した関連専門科目を全て修得することにより、これらの能力・資質を修得したとみなし、学位を授与している。(資料5-16)。卒業時の学修評価は「卒業研究」および「薬学総合演習III」により総合的に評価され、このことは履修ガイドに明示されている。(資料5-6,p11)令和5年2月17日に既修得単位の確認と卒業判定が行われ、68名の学位授与が認定された。また、令和3年度の卒業判定会議にて卒業要件を満たさない6年生は22名であるが、うち21名は令和4年9月1日に行われた卒業判定会議(資料5-17)において卒業要件の満了が確認され、9月12日に学位授与を行なわれた。
- ・学位授与に関わる全学的なルールは、高崎健康福祉大学学則において定められた年限の在学と定められた単位数の取得を持って認定すると規定している(資料5-2,第35条)。全学内部質保証推進組織である大学運営協議会はFD・自己点検委員会による自己点検評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善につ

	<p>いて常に検討し、必要な事項を実施している。</p>	
<p>6</p>	<p>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。） ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。） ・薬学部の学位授与規定（DP）の各項目の学習成果は、カリキュラムマップに示した関連科目の修得によって把握及び評価している。薬学部と関連性が強い薬剤師業務を担うのに必要な実務能力の修得は、薬学モデル・コアカリキュラムのF薬学臨床に対応する科目、および、薬学共用試験（OSCE）によって把握及び評価している（資料6-1）。 ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ・高崎健康福祉大学では大学全体としてのアセスメント・ポリシーの対象を1)入学前・初年次、2)在学期間中、3)卒業・修了時の3区分に分割している。1)入学前・初年次の学習成果は各種入学試験結果、出願書類の記載内容、入学後の意識調査、基礎教養ゼミの出席状況等を用いて把握及び評価している。2)在学期間中の学習成果はGPA、修得単位数、学生生活満足度調査結果、学部・学科内で実施する意識調査、離学率、課外活動状況、授業評価アンケート結果、を用いて把握及び評価している。3)卒業・終了時の学習成果は、卒業生へのアンケート調査、就職率、学位授与数、ストレート卒業率、資格取得状況、就職先アンケートを用いて把握及び評価している（資料6-2）。 ・薬学部では、令和4年度に以下の視点等から学習成果等の検証を行った。 <p>教務委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> GPA および修得単位数の集計と報告（資料6-3）（資料6-4） <p>入試委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度入学者選抜結果の報告（資料6-5,p15-18） 入試アンケートの実施と結果報告（資料6-5,p19-24） 入学前教育および新入生実力確認テストの実施報告（資料6-5,p25-29） <p>FD・自己点検評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度学生生活満足度調査の結果報告（資料6-6,p27-43） 令和4年度学生による授業評価アンケート（資料6-7）（資料6-8） 令和3年度卒業時アンケートの結果報告（資料6-9,p34） 令和4年度9月卒業時アンケートの実施と結果報告（資料6-10,p64） 令和4年度卒業生アンケートの実施と結果報告（資料6-11,p20-22） <p>キャリアサポートセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度内定状況と内定先の報告（資料6-9,p39-46） <p>ボランティア・市民活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の課外活動（ボランティア）の実績報告（資料6-5,p32-39） <p>薬学学修支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 第107回薬剤師国家試験の結果報告（資料6-9,p20） 令和4年度4年生に対する勉強の仕方のアンケート（資料6-9,p23-26） 令和4年度学習フォローアップテストの実施（資料6-12）（資料6-13）（資料6-14） 期末試験の素点成績の集計と成績不振者面談の実施（資料6-15） <p>○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な取り組みの方針は令和4年6月に発足した学長補佐チームによって検討される。学修成果の可視化に向けた取り組み（DP到達度）とその活用（ティーチングポートフォリオ）について検討が行われ、その進捗状況が報告 	<p>S</p>

	<p>された(資料6-16,p12-13)。薬学部においては、学生ごとの学修成果の可視化をどのような形で行っていくかが将来構想委員会に話し合われた。また、講義ごとの教育効果の測定方法として、教育効果(ティーチングポートフォリオ)が令和4年度の自己点検・評価報告書に導入され、その記載方法が教授会にて行われた(資料6-17,p15)。</p>	
7	<p>教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定結果の適切な活用 <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学科では、教育課程についての点検・評価を実施した結果を適切に活用し、教育の内容や方法についての改善・向上を目指して、種々の方策を検討している。薬学科では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、適切に評価するために定期的な「3つのポリシー定期点検会議」を実施している(資料7-1)。教育課程を適切に編成するための措置としては、カリキュラムマップ(資料7-2)を教務委員会が改訂し、教授会にて報告・確認することにより(資料7-3)、薬学科教職員が一丸となり点検・評価を行っている。また、従来型の講義スタイルに加えて、課題解決型学習(PBL)やグループワーク(SGD)を取り入れたアクティブラーニング形式を展開する授業を増やすことにより、薬学科の教職員全体で、学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法について見直した(資料7-4)。これに合わせて、各教員が作成したシラバス原稿を、教務委員会で内容を確認している(資料7-4)。また、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価できているか点検・評価を実施した(資料7-1)。 ・客観的な学習成果の指標となるGrade Point Average(GPA)と進級や卒業・国家試験合格との関係の分析結果を用いて、2~4年次新年度ガイダンスの際に、学習目標の設定などの学習指導に活用している(資料7-5)。現状では、「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価する」という観点においては、教育評価実施指針(アセスメント・ポリシー)案が策定されてはいるものの十分な検討はできておらず、具体的な調査(アセスメント)も今後実施予定であることなど、未実施である部分も多いため、改善の余地があると考えられる。 <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程及び内容・方法の適切性に関しては、点検・評価のエビデンスに基づいてPDCAサイクルを回していくことに努めている。国家資格等の取得に向けた教育について改善・向上を目指した結果、薬学科では試験結果が改善・向上に至った(資料7-3別紙)。また令和4年度は書面(メール)会議による開催となったが、3つのポリシーに対する点検・評価及び改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価及び改善・向上を定期的実施したことは評価できる(資料7-1)。このように、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に薬学科として真摯に取り組んでいると考えている。このように薬学科では、大学評価および薬学教育評価に向けて、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。また、定期的に評価を実施するためのツールとして、毎年の自己点検評価シート(本資料)等の作成を実施している。 <p>以上のように、自己点検・評価の結果を概ね改善・向上に生かしていると考えられる。</p>	B

XII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴(先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの)について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
3	カリキュラムマップ	授業科目の関連性、順次性および体系性が一目でわかり、かつディプロマ・ポリシーとの関連まで明白になる見やすく優れた資料である。
6	期末試験の素点成績の集計と成績不振者面談	学期ごとの期末試験の結果から、教科の習得度に課題がある学生を早期に見つけ出し、アドバイスをする体制ができています。
6	4年生に対する勉強の仕方のアンケート	5年次の研究室配属において、配属学生の研究勉強に対する意識や希望を配属先の教員が事前把握することに役立っている。
6	学習フォローアップテスト	学修フォローアップテストの受験を通じて、2~4年生の低学年学生が学修成果を定期的に自己点検することができています。
7	アクティブラー	アクティブラーニング形式を展開する授業を増やすことができた。

	ニング	
--	-----	--

XIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
1	アセスメントチェック表の活用	アセスメントチェック表を活用して、学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法（時期、責任体制など）をさらに検討する必要がある。
2	アセスメントチェック表の活用	アセスメントチェック表を活用して、教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法（時期、責任体制など）をさらに検討する必要がある。
3	教育課程の見直し	本学薬学科が教育課程のモデルとしている薬学教育モデル・コア・カリキュラムが令和6年度に改訂されるので、本学科としても適切な教育課程のあり方を見直す必要がある。
4	シラバスの改善	薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴い、シラバスの記載内容を変更する必要がある。
5	ヒストグラム収集	薬学学修支援センターがヒストグラムの収集を行っているが、成績評価の客観性と厳格性を判断する基準もしくは指標が確立できていない。
6	学生ごとの学修成果の可視化	学修成果の可視化としてティーチングポートフォリオの導入が検討されているが、まだ実施に至っていない。
7	アセスメント・ポリシー	アセスメントチェック表の運用について定期的に検討する。体系的・総合的な学習成果を測定するための指標を設定する。

XIV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
1	点検評価会議の定期的な開催	「3つのポリシー定期点検評価会議」を定期的に開催する。 学位授与方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
2	点検評価会議の定期的な開催	「3つのポリシー定期点検評価会議」を定期的に開催する。 教育課程の編成・実施方針の点検・評価を薬学科の教職員で適切に評価する方法をさらに検討する。
3	教育課程の見直し	改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに対応した教育課程の検討を行う。
4	シラバスの改善	適切なシラバスの書き方を提案し、シラバスを改訂する。
5	ヒストグラム収集	ヒストグラムから成績評価の客観性と厳格性を判断する方法を確立する。
6	学生ごとの学修成果の可視化	全学的にティーチングポートフォリオの導入が進められているが、薬学教育の現状に則したティーチングポートフォリオの制定も同時に検討していく。
7	アセスメント・ポリシー	アセスメントチェック表の運用について定期的に検討する。体系的・総合的な学習成果を測定するための指標を設定する。

XV. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	2022 令和4年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部
1-2	高崎健康福祉大学 web サイト 薬学科教育方針 (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)
1-3	2022 年度 3つのポリシー定期点検会議議事録 (令和4年度第7回教授会要項 p29~33)
1-4	薬学科アセスメントチェック表 (令和4年度第10回教授会要項 p40~44)
2-1	2022 令和4年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1と同じ)
2-2	2022 令和4年度シラバス薬学部薬学科
2-3	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept)
2-4	令和4年度第1回教授会要項 2022年4月4日
2-5	2022 年度 3つのポリシー定期点検会議議事録 (令和4年度第7回教授会要項 p29~33) (1-3と同じ)
2-6	薬学科アセスメントチェック表 (令和4年度第10回教授会要項 p40~44) (1-4と同じ)
3-1	改訂コアカリ SBO 対応表 (H30 年度点検評価報告書 資料4-4)

3-2	2022 令和4年度シラバス薬学部薬学科 (2-2 と同じ)
3-3	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3 と同じ)
3-4	令和4年度第1回教授会要項2022年4月4日 (2-4 と同じ)
3-5	2022 令和4年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1 と同じ)
3-6	令和4年度第8回教授会要項 2022年12月1日
3-7	令和4年度第9回教授会要項 2023年1月5日
4-1	2022 令和4年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1 と同じ)
4-2	令和4年度第11回教授会要項 2023年3月2日
4-3	高崎健康福祉大学 web サイト 公表情報 (http://www.takasaki-u.ac.jp/guide/detakendai/)
4-4	令和4年度第8回教授会要項 2022年12月1日 (3-6 と同じ)
4-5	2022年度前期 学生による授業評価アンケート集計結果表(科目別) 薬学科
4-6	2022 令和4年度シラバス薬学部薬学科 (2-2 と同じ)
4-7	令和4年度第2回教授会要項 2022年5月12日
4-8	学生実習書 I~III 令和4年度版 高崎健康福祉大学薬学部編
4-9	令和4年度第1回教授会要項2022年4月4日 (2-4 と同じ)
4-10	2022 令和4年度学生生活ハンドブック 高崎健康福祉大学薬学部
5-1	基礎化学実習ルーブリック表
5-2	高崎健康福祉大学学則
5-3	2022 令和4年度シラバス薬学部薬学科 (2-2 と同じ)
5-4	2022年度後期ヒストグラム
5-5	令和4年度第10回教授会要項2023年2月2日
5-6	2022 令和4年度 履修ガイド 高崎健康福祉大学薬学部 (1-1 と同じ)
5-7	成績証明書
5-8	令和4年度第6回教授会要項2022年10月6日
5-9	令和4年度前期 GPA の分布
5-10	実験研究ガイダンス資料
5-11	令和4年度第2回教授会要項2022年5月12日 (4-7 と同じ)
5-12	卒業研究発表会関連資料
5-13	卒業研究ルーブリック
5-14	卒業研究最終評価
5-15	令和4年度卒業判定会議
5-16	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3 と同じ)
5-17	9月卒業判定会議
6-1	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3 と同じ)
6-2	高崎健康福祉大学 教育評価実施指針
6-3	令和4年度進級判定会議資料
6-4	GPA の分布
6-5	令和4年度第2回教授会要項2022年5月12日 (4-7 と同じ)
6-6	令和4年度第3回教授会要項2022年6月2日
6-7	R04 前期_薬学科
6-8	R04 後期_薬学科
6-9	令和4年度第1回教授会要項2022年4月4日 (2-4 と同じ)
6-10	令和4年度第7回教授会要項2022年11月10日
6-11	令和4年度第11回教授会要項2023年3月2日 (4-2 と同じ)
6-12	R4-04-FUT
6-13	R4-10-FUT
6-14	R4FUT アンケート
6-15	2022年度素点成績集計
6-16	令和4年度第6回教授会要項2022年10月6日 (5-8 と同じ)
6-17	令和4年度第10回教授会要項2023年2月2日 (5-5 と同じ)
7-1	2022年度3つのポリシー定期点検会議議事録 (令和4年度第7回教授会要項 p29~33) (1-3 と同じ)

7-2	高崎健康福祉大学薬学部 カリキュラムマップ (2-3 と同じ)
7-3	令和4年度第1回教授会要項2022年4月4日 (2-4 と同じ)
7-4	2022 令和4年度シラバス薬学部薬学科 (2-2 と同じ)
7-5	令和元年度第2回教授会要項2019年5月9日

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準5	学生の受け入れ
-----	---------

XVI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者を適正に選抜するように設定されている【資料 1-1】。また、学生の受け入れ方針は、大学ホームページ及び学生募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパス等における入学者選抜案内においても公表し、周知している【資料 1-1、1-2】。 ・学外評価参画者、教育改善委員（学生）、及び学科教員による令和4年度3つのポリシー定期点検会議において、学生の受け入れ方針について点検を行った【資料 1-3】。また、同会議の検討結果や寄せられた意見等については、薬学部教授会において報告した【資料 1-4】。 	A
2	<p>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等） <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、入学希望者の特性に応じて多様な選抜形式（総合型選抜、健大スカラシップ選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）を実施し、それぞれ適切に運営している【資料 1-1】。また、入学者選抜制度（各選抜での実施内容や試験科目、入学者選抜区分毎の定員等）については、薬学部教授会において協議し、設定している【資料 2-1、2-2、2-3】。 ・特待生制度及び奨学金等の学費支援制度については、大学ホームページ及び学生募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパス等における入学者選抜案内においても公表し、周知している【資料 1-1、2-4】。 ・学生の受け入れ方針に基づき、総合型選抜においては、全学共通の出願資格に加え、「化学を履修している者」を要件としており、学校推薦型選抜においては、化学・英語の基礎学力調査を実施している【資料 1-1】。 ・全学教職員で構成される入試委員会【資料 2-5】および薬学部教員で構成される薬学部入試委員会【資料 2-6】が組織されており、入学者選抜を適切に実施する体制が整っている。 ・各入学者選抜は、教職員により適切に運営されている【資料 2-7、2-8、2-9、2-10、2-11】。 ・公正な入学者選抜を実施するため、総合型選抜、学校推薦型選抜、及び健大スカラシップ選抜において実施する個人面接は、3名の教員が独立して評価を行っている【資料 2-7、2-8、2-9】。面接の評価基準は、事前に面接を担当する教員全体で確認し、評価方法を統一している【資料 2-12、2-13、2-14】。 ・各入学者選抜の合否判定は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者を適正に選抜するために、薬学部入試委員会で作成後、学部長、学科長、薬学部入試委員、薬学部事務室長との予備判定会議を経て、薬学部全教員による合否判定会議で協議することで、公正に 	A

	<p>実施している【資料2-15、2-16、2-17、2-18、2-19、2-20、2-21、2-22】。</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインで実施される健大スカラシップ選抜二次試験（面接）については、二次試験実施日前日までに接続テストを実施し、受験者の通信状況に問題がないか事前に確認している【資料1-1】。 	
3	<p>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度入学者数（令和4年5月1日現在）は100名であり、定員90名に対する比率は111.1%であった【資料3-1】。また、令和4年度在籍学生数（令和4年5月1日現在）は575名であり、収容定員540名に対する比率は106.5%であった【資料3-2】。令和5年度入学者数（令和5年3月31日現在）は97名であり、定員90名に対する比率は107.8%であった【資料3-3】。また、令和5年度在籍学生数（令和5年4月1日現在）は568名であり、収容定員540名に対する比率は105.2%であった【資料3-4】。直近3年間（令和3～5年）の入学定員及び収容定員に対する入学者数及び在籍学生数の比率の平均は110%未満であり、適切に設定・管理されている。 	S
4	<p>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した各入学者選抜の結果（入学希望者の順位や得点率）及び入学後のストレート卒業率との関係性を示した資料を作成した【資料4-1、4-2、4-3、4-4】。 	A

XVII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	総合型選抜実施内容の変更	令和6年度総合型選抜より、学生の受け入れ方針に基づき、高等学校までの履修内容のうち、薬学部で重要視される科目の1つである化学についての学力を有する入学希望者を選抜するための実施内容に変更した。また、面接で質問する事前テーマ（チーム医療における薬剤師の役割について）を設定することで、将来薬剤師になることを強く希望している学生を選抜できる内容に変更した。
4	ストレート卒業率との関係性	過去に実施した各入学者選抜の結果とストレート卒業率との関係性を明示することにより、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者選抜の適正化を図っている。

XVIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
1	学生の受け入れ方針	学生の受け入れ方針が、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者の選抜に適しているか、継続的に点検し、場合によっては適宜修正すべきである。
2	入学者選抜制度	各入学者選抜が学生の受け入れ方針に適合した制度であるか、定期的に点検するとともに、全国的な入学者選抜制度の状況等も考慮し、入学者選抜制度の検証や入学者選抜の実施方法の検討を継続的に行う。
3	入学者数及び在籍学生数	過去の入学者選抜結果、入学手続き数、及び入学辞退者数等のデータ管理を継続的に実施し、合否判定等の参考資料として活用することにより、入学者数及び在籍学生数を適切に管理する。
4	学生の受け入れの適正性	入学後の修学状況等も踏まえて、学生の受け入れが適切であるか、入試委員会及び薬学部教授会において定期的に検証する必要がある。

XIX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画
1	学生の受け入れ方針の継続的な点検	入学希望者の入学後の修学状況等も把握しながら、学生の受け入れ方針が、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成の方針に定める教育を受けるための素養を備えた入学希望者の選抜に相応しいものであるか、3つのポリシー定期点検会議や薬学部教授会で定期的・継続的に点検を行う。
2	入学者選抜制度の点検	各入学者選抜が学生の受け入れ方針に適合した制度であるか、全国的な入学者選抜制度の状況等も考慮しながら定期的・継続的に点検を行う。特に、令和6年度総合型選抜においては、化学についての基礎学力調査の実施や他大学併願タイプの募集等の大幅な変更があるため、その内容について精査する。
3	入学者数及び在籍学生数の適正管理	各入学者選抜の募集定員および入学者定員について、過去の実績や入学後の修学状況等を踏まえた上で適切な入学者選抜の可否判定を実施する。
4	学生の受け入れの適正性の点検	学生の受け入れについて、必要に応じて教務委員会及び薬学学修支援センターと協力しながら、入学生の入学者選抜の状況及び入学後の修学状況等を把握・検証し、その適正性について入試委員会及び薬学部教授会で定期的に点検する。

XX. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	令和5年度 学生募集要項
1-2	高崎健康福祉大学薬学部薬学科教育方針 https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept
1-3	薬学部 令和4年度3つのポリシー定期点検会議 議事録
1-4	令和4年度 薬学部第7回教授会資料 p21-43
2-1	令和4年度 薬学部第7回教授会資料 p3
2-2	令和4年度 薬学部第8回教授会資料 p3
2-3	令和4年度 薬学部第11回教授会資料 p8
2-4	高崎健康福祉大学奨学金・学生支援 https://www.takasaki-u.ac.jp/admission/p-admissions/support
2-5	令和4年度 薬学部第2回教授会資料 p55
2-6	令和3年度 薬学部第11回教授会資料 p7
2-7	令和4年度 薬学部第5回教授会資料 p1-3
2-8	令和4年度 薬学部第7回教授会資料 p1-2
2-9	令和4年度 薬学部第8回教授会資料 p1-2
2-10	令和4年度 薬学部第9回教授会資料 p10-11
2-11	令和4年度 薬学部第10回教授会資料 p1-2
2-12	令和5年度総合型選抜面接マニュアル(最終)
2-13	令和5年度学校推薦型選抜面接マニュアル(最終)
2-14	令和5年度健大スカラシップ選抜面接マニュアル(最終)
2-15	令和5年度総合型選抜判定会議議事録(最終)
2-16	令和5年度学校推薦型選抜判定会議議事録(最終)
2-17	令和5年度健大スカラシップ選抜判定会議議事録(最終)
2-18	令和5年度一般選抜A日程判定会議議事録(最終)
2-19	令和5年度一般選抜B日程判定会議議事録(最終)
2-20	令和5年度大学入学共通テスト利用選抜(前期)判定会議議事録(最終)
2-21	令和5年度大学入学共通テスト利用選抜(中期)判定会議議事録(最終)
2-22	令和5年度大学入学共通テスト利用選抜(後期)判定会議議事録(最終)
3-1	令和4年度 薬学部第1回教授会資料 p35
3-2	令和4年度 薬学部第2回教授会資料 p50
3-3	令和5年度 薬学部第1回教授会資料 p42
3-4	令和5年度 薬学部第1回教授会資料 p93
4-1	令和5年度学校推薦型選抜判定会議補足資料 *A日程補足資料も含む
4-2	令和5年度大学入学共通テスト利用選抜(前期)補足資料(最終)
4-3	【薬】令和5年度大学入学共通テスト利用選抜中期補足資料(最終)
4-4	【薬】令和5年度大学入学共通テスト利用選抜後期補足資料

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準6	教員・教員組織
-----	---------

I. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示 <p>【具体的点検内容とその根拠】 高崎健康福祉大学 大学の求める教員像および教員組織の編制方針に明示されている（根拠資料：6-1）。また、教員組織の編成方針については「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考規準」に明記され、全ての教職員が閲覧できるイントラの共有文書で公開している（根拠資料：6-2）。</p>	B
2	<p>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ○教養教育の運営体制 <p>【具体的点検内容とその根拠】 令和4年度の教員在籍状況は、助教以上の薬学科専任教員は36名で、他に1名の助手が在籍している（根拠資料：6-3）。本学の必要教員数は28名であることから、現状の総数は基準を満たしている。このうち、教授は16名が在籍しており、設置基準では専任教員数の半数（14名）が必要な教授数であるから、基準を上回っている（根拠資料：6-3）。実務家系教員は必要教員数の6分の1（$28 \div 6 = 4.7$）すなわち、5名必要なところ、現在は7名で、その内訳は教授2名、准教授1名、講師2名、助教2名である（根拠資料：6-3）。各教員は高度な専門性を持ち、実務家の講師の1名を除き全員学位を有している。教育の実践については「薬学学修支援センター」を組織し、全教育課程を入学前導入教育、低学年教育（1-2年）、中学年教育（3-4年；共用試験対策を含む）、最終学年教育（5-6年；卒業試験・国家試験対策を含む）に分け、効率的に対応している（根拠資料：6-4）。また、6年制薬学で重要な実務教育に対しては「臨床薬学教育センター」を設置し、7名の実務家教員と1名の助手が中心となり、実務実習及びその事前教育に関する教育を担当している（根拠資料：6-4）。教養教育課程は、全学で適切な教育が行えるように教養教育部会を設置し連携を図っている（根拠資料：6-5）。以上のように、教員組織の編成は適切に行われている。</p>	A
3	<p>教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 <p>【具体的点検内容とその根拠】 教員の採用は公募で行い、「高崎健康福祉大学学則」、「高崎健康福祉大学教員資格基準」に加え、薬学の専門性に即し</p>	A

	<p>た「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」を設け、教育・研究実績、社会活動および年齢等を踏まえ、総合的な見地から選考を行っている（根拠資料：6-2, 6-6）。教員採用の過程は、教授の場合は選考委員会を設置し、セミナーおよび面談により適正を教授協議会で審査して決定している（根拠資料：6-7）。また、教員の昇任に関しては、候補者を上記の「薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準」に沿って選定し、教授協議会でセミナーおよび面談を行って適性を審査している（根拠資料：6-8）。令和4年度は、臨床病態系の教授1名が採用され、講師1名の准教授への昇任審査、助教2名の講師への昇任審査が行われた（根拠資料：6-8）。</p>	
4	<p>ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施</p> <p>○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>全学のFD活動では、「健大の未来を描くために」と題した石田学長の講演を聞き、学部内で薬学部のブランド力アップに関するワークショップを行った（根拠資料：6-9）。薬学部内ではFD推進委員会を設置し（根拠資料：6-5）、薬学教育モデルコアカリキュラムの改訂に関するセミナーと（根拠資料：6-10）、コロナウイルスの感染症の現状に関する講演会を開催した（根拠資料：6-11）。また「薬学学修支援センター」が中心になり教員の講義見学会を行い、教育スキルの向上を目指した（根拠資料：6-12）。さらに、教育・研究の総合的な向上を目指して、薬学研究発表会FDセミナーを年2回開催した（根拠資料：6-13, 6-14）。このように、大学共通のFDおよび薬学科独自のFDも精力的に企画し、遂行した。</p>	A
5	<p>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>教員組織の点検・評価は、学部の教員全てに適用されている教員自己評価システムにより、教授協議会のメンバーおよび学科長と学部長により毎年点検されている（根拠資料：6-15）。評価結果は各教員にフィードバックされ、次年度の到達目標の設定に反映されている（根拠資料：6-16）。教員がカリキュラムに対して適切に配置されているかについては、教務委員会で検討され、その結果を受けて将来構想委員会で議論し、教授協議会の審議を経て、教員全員が出席する教授会で周知する方式を採っている（根拠資料：6-17）。</p>	A

II. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優れた成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
2, 3	教員組織の点検	教員組織の点検を、教務委員会および教授協議会で行い、改訂薬学教育モデルコアカリキュラムを意識して臨床薬学教育の充実を図るべく、臨床医としての豊富な経験を持つ教員を公募により採用した。
2, 3	教員組織の点検	定年が近い教授が主宰する研究室に所属する教員が、研究室の引継ぎが可能な「高崎健康福祉大学教員資格基準」に則り審査して、昇任昇格を行った。
4	FD活動の的的な実施	学部独自のFDを推進するために、FD推進委員会を設置して、充実したFD活動を企画・推進した

III. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事項	その理由
1	求める教員像の明示	大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針が、大学イントラの共有文書に明記されていることを周知する。
2	教員組織の点検	公布された改訂薬学教育モデルコアカリキュラムと本学カリキュラムを点検し、必要な教員の補充を行う。

IV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	事項	具体的計画

1	求める教員像の明示	大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示する方法を検討し、改善を図る
2	教員組織の点検	教育研究上必要な分野の教員補充を検討する。
4	FD 活動	改訂薬学教育モデルコアカリキュラムに対応したカリキュラム策定のために FD セミナーを行う

V. 根拠資料

資料番号	資料名称
6-1	大学の求める教員像および教員組織の編集方針
6-2	薬学部における教員採用および昇任昇格における選考基準
6-3	履修ガイド 2022 43-45 頁 薬学部薬学科教員
6-4	高崎健康福祉大学ホームページ 薬学部薬学科 教員紹介 (https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/teacher)
6-5	令和4年度薬学部委員会メンバー
6-6	高崎健康福祉大学教員資格基準
6-7	高崎健康福祉大学薬学部教授選考委員会報告
6-8	昇任昇格教授協議会開催案内
6-9	令和4年度 FD 研修
6-10	改訂薬学コアカリ説明会
6-11	薬学部 FD セミナーのお知らせ
6-12	講義見学会の案内
6-13	第18回薬学部研究発表会プログラム
6-14	第19回薬学部研究発表会プログラム
6-15	高崎健康福祉大学薬学部教員評価システム
6-16	薬学部教員評価システム評価票
6-17	令和4年 第1回薬学部将来構想会議議事録

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準7	学生支援
-----	------

XXI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。</p> <p>○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学は建学の精神として、「自利利他」を掲げている。これは、人の喜びを自分の喜びとする心。高崎健康福祉大学はこの精神のもとで、教育・保育、医療、福祉・健康、生命科学など、さまざまな分野で社会に貢献する人材を育成している。この大学の理念は、高崎健康福祉大学 HP にて明示している。 ⇒資料1：1=建学の精神自利利他(httpswww.takasaki-u.ac.jpguideoverviewchmn-message) ● 本学はこの基本理念に則り、高崎健康福祉大学学則を定めている。この大学の学則は、高崎健康福祉大学 HP に表示されている公表情報として明示している。 ⇒資料2： 2=R4 高崎健康福祉大学学則(httpswww.takasaki-u.ac.jpwpwp-contentuploads6006f3b64fb5238fc66d8bba70adc4b4-1.pdf) ⇒資料3： 3=R5 高崎健康福祉大学学則(httpswww.takasaki-u.ac.jpwpwp-contentuploadsd72cd048c0e0e02caa66df9439bac1eb.pdf) ⇒資料4：4=高崎健康福祉大学 HP(httpswww.takasaki-u.ac.jp) ⇒資料5：5=高崎健康福祉大学公表情報[学則](httpswww.takasaki-u.ac.jpguideinformation) ● 本学は教育研究上の基礎的な情報として、各学科、専攻の教育研究上の目的、学生支援プロジェクト、高崎健康福祉大学学生支援に関する方針を、高崎健康福祉大学 HP に表示されている公表情報として明示している。特に、学生支援に関する方針では、入学者に対する修学支援に関する方針として、入学前教育および入学後の多面的な教育など、大きな枠組みの中で修学支援を行う、と明記している。生活支援に関する方針と進路支援に関する方針も同様に明記している。 ⇒資料6：6=学部・学科等の教育研究上の目的 ⇒資料7：7=高崎健康福祉大学学生支援プロジェクト ⇒資料8：8=高崎健康福祉大学学生支援に関する方針 ⇒資料9：9=高崎健康福祉大学公表情報[各学科、専攻の教育研究上の目的、学生支援プロジェクト、学生支援に関する方針](httpswww.takasaki-u.ac.jpguideinformation) ● 本学では、入学者・在学者に対する大学案内や学生支援として、高崎健康福祉大学 Guidebook、履修ガイド薬学部、学生生活ハンドブックを全員に配布している。履修ガイド薬学部の冒頭10ページ目には薬学部の教育方針として高崎健康福祉大学の理念と目的、薬学部の教育方針を明記している。 ⇒資料10：10=2022 履修ガイド薬学部 ⇒資料11：11=2022 学生生活ハンドブック ⇒資料12：12=2022 高崎健康福祉大学 Guidebook 	B
2	<p>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。</p> <p>○学生支援体制の適切な整備</p> <p>○学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会 	

の確保など)

- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
 - ・学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
 - ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
 - ・キャリア教育の実施
 - ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
 - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【具体的点検内容とその根拠】

● 本学では学生支援体制の適切な整備がされている。学生生活ハンドブックをはじめ、配布冊子に紹介されている様に、キャリアサポートセンター、国際交流センター学習支援センター、健康管理センター等が整備されている。生活相談・厚生面では臨床心理士による学生カウンセリングルームや保健師による保健室が整備されている。

⇒資料 10：10=2022 履修ガイド薬学部

⇒資料 11：11=2022 学生生活ハンドブック

⇒資料 12：12=2022 高崎健康福祉大学 Guidebook

薬学部委員会として、学生委員会、危機管理委員会、キャリアサポート委員会、保健衛生委員会、国際交流委員会、障がい学生支援委員会等を整備し、学生支援を適切に行っており、全学委員会では更に、健康管理センター運営委員会を整備し、健康管理センター運営を通じて学生支援を適切に実施している。

⇒資料 13：13=R4R5 各種委員会

● 学生の修学に関する適切な支援の実施も行っている。1年生から6年生を対象とした薬学学習支援センターの他、修学支援室では、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っている。学生の能力に応じた補習教育、補充教育は、学生の能力を測った上でも行っている。1年生と2年生の英語では能力別にAクラスBクラスCクラスに分けて授業を行っている。

⇒資料 13：13=R4R5 各種委員会

⇒資料 14：14=R5 高崎健康福祉大学薬学部時間割(案)

また、薬学部5年生と6年生は各自が卒業研究と薬剤師国家試験の準備に取り組むが、4年次に能力別にAグループBグループに分けて配属研究室を決定し、その後の指導を行っている。

⇒資料 15：15=R44年生の研究室配属調査結果

正課外教育として、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤籠祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っているが、教職員には学生課から周知される。

⇒資料 16：16=令和4年度部活動・サークル紹介一覧

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本学では速やかにオンライン教育システム C-Learning を導入している。

C-Learning では協働版や連絡・相談コマンドがあり、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援が簡便に出来ている。更に、C-Learning では動画配信が可能である。ただし、スマートフォンやパソコンの通信環境を必要とする学生には、コンピュータ実習室のパソコンを解放している。

⇒資料 17：17=C-Learning ログイン

⇒資料 18：18=薬学部3階4階

⇒資料 19：19=薬学部コンピュータ室

薬学部では多様な学生個々への様々な学生支援を効果的に実施するため、薬学部学生全員に対してアドバイザー担当を設けている。担当アドバイザーが中心となり、留学生等の多様な学生、障がいのある学生、成績不振の学生、留年

	<p>者及び休学者、退学希望者など多様な学生への相談対応、修学支援、状況把握と指導・対応、情報提供を、個別に効果的に行っている。なお、薬学部5年生と6年生は配属研究室の室長がアドバイザーを担当している。</p> <p>⇒資料 20：20=R5 薬学部アドバイザー担当一覧</p> <p>本学では奨学金その他の経済的支援を整備している。学生生活ハンドブック 12 ページや高崎健康福祉大学 Guidebook80 ページに詳しく紹介し、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っている。</p> <p>⇒資料 11：11=2022 学生生活ハンドブック</p> <p>⇒資料 12：12=2022 高崎健康福祉大学 Guidebook</p> <p>更に受験生を対象に、学生募集要項に学費等納入金及び入学辞退の金額を記載している。</p> <p>⇒資料 21：21=R5 学生募集要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の相談に応じる体制の整備としても、上述の薬学部学生全員に対してのアドバイザー担当制度や、臨床心理士による学生カウンセリングルームが機能している。ハラスメント防止のための体制として、上述の危機管理委員会が整備されている。学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮として、上述の生活相談・厚生面では、臨床心理士による学生カウンセリングルームや保健師による保健室が整備されている。また、保健衛生委員会では保健衛生についての配慮を行っている。特に新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止を啓発し、新型コロナウイルス対応についてのフローチャートを掲示した。また C-Learning での検温・体調報告による入構判定を行った。 <p>⇒資料 22：22=R4 保健衛生委員会新型コロナウイルス感染症資料</p> <p>人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）として、学生委員会を中心に、新入生フレッシュマンキャンプを実施している。また上述の国際交流センターや国際交流委員会が中心となり、国際的な交流を促進している。</p> <p>⇒資料 23：23=R4 薬学部第 11 回教授会要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の進路に関する適切な支援の実施として、キャリア教育は、特に、1 年生のキャリア形成論や 5 年生のインターンシップに代表される。 <p>⇒資料 14：14=R5 高崎健康福祉大学薬学部時間割(案)</p> <p>学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）として、上述のキャリアサポートセンターやキャリアサポート委員会が整備されている。本学では、学生のニーズに合わせ、進路選択に関わる支援やガイダンスの実施よりも就職関連のガイダンス・インターンシップ・セミナー・説明会の実施の方が充実していると思われる。</p> <p>⇒資料 24：24=R4 キャリアサポート委員会資料(ガイダンス・インターンシップ・セミナー・説明会)</p> <p>博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供は、担当教員が中心となっていると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施は、学生委員会が学友会部長会を支援することで、藤龍祭や体育祭、部活動やサークル活動が円滑に、そして活発に行われている。新入生には部活動・サークル紹介を行っているが、教職員には学生課から周知される。 <p>⇒資料 16：16=令和 4 年度部活動・サークル紹介一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施も適宜行っている。学生満足度調査の結果を受けて、例えば、講義室椅子の座面の張替え、パン自動販売機の設置、お手洗いのオートハンドソープの設置が挙げられる。 <p>⇒資料 25：25=102 講義室椅子</p> <p>⇒資料 26：26=薬学部 1 階パン自動販売機</p> <p>⇒資料 27：27=薬学部 3 階お手洗いオートハンドソープ</p>	
3	<p>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っている。学生委員会を中心に、活動方針報告書の記述の通り、適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価を行っている。 ● 本学では、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っている。学生委員会を中心に、活動方針報告書の検証内容を活用している。 <p>⇒資料 28：28=令和 4 年度高崎健康福祉大学活動方針報告書(案)学生委員会</p>	B

XXII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事 項	そ の 理 由
--------	-----	---------

3	活動方針報告書の点検・評価	点検・評価は、1.学生生活に関すること、2.学生生活支援、3.その他に分類し、定期的に網羅的に行っている。 ⇒資料 28：28=令和4年度高崎健康福祉大学活動方針報告書(案)学生委員会
2	C-Learning の導入・活用	C-Learning の導入・活用により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される中でも、円滑に、そして効果的に講義内容や資料を学生に届けることが出来ている。
2	学生のキャリア支援	本学では、キャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会が堅固に連携して、学生のキャリア支援を行っている。薬学部卒業予定者については、昨年度に続き、100%の就職内定率であった。 ⇒資料 29：29=第1回キャリアサポート委員会

XXIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検 No.	事 項	そ の 理 由
1	建学の精神の啓発	建学の精神「自利利他」について、直接学生に確認する機会が少ない。
2	体育館・体育祭など	11月15日(土)の体育祭では、30団体869名が参加した。本学の体育館が手狭に感じられる、との意見が聞かれる。

XXIV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検 No と事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検 No.	事 項	具 体 的 計 画
1	建学の精神の啓発	学内での掲示、カードの配布など、学生の目に触れる機会を増やすことについて検討する。
2	体育館・体育祭など	第2体育館新築を視野に入れ、将来的に体育祭など体育館活動の充実を図る。

XXV. 根拠資料

資料番号	資 料 名 称
資料 1	1=建学の精神自利利他(httpswww.takasaki-u.ac.jpguideoverviewchmn-message)
資料 2	2=R4 高崎健康福祉大学学則(httpswww.takasaki-u.ac.jpwpwp-contentuploads6006f3b64fb5238fe66d8bba70adc4b4-1.pdf)
資料 3	3=R5 高崎健康福祉大学学則(httpswww.takasaki-u.ac.jpwpwp-contentuploads72cd048c0e02caa66df9439bac1eb.pdf)
資料 4	4=高崎健康福祉大学 HP(httpswww.takasaki-u.ac.jp)
資料 5	5=高崎健康福祉大学公表情報[学則](httpswww.takasaki-u.ac.jpguideinformation)
資料 6	6=学部・学科等の教育研究上の目的
資料 7	7=高崎健康福祉大学学生支援プロジェクト
資料 8	8=高崎健康福祉大学学生支援に関する方針
資料 9	9=高崎健康福祉大学公表情報[各学科、専攻の教育研究上の目的、学生支援プロジェクト、学生支援に関する方針](httpswww.takasaki-u.ac.jpguideinformation)
資料 10	10=2022 履修ガイド薬学部
資料 11	11=2022 学生生活ハンドブック
資料 12	12=2022 高崎健康福祉大学 Guidebook
資料 13	13=R4R5 各種委員会
資料 14	14=R5 高崎健康福祉大学薬学部時間割(案)
資料 15	15=R4 4年生の研究室配属調査結果
資料 16	16=令和4年度部活動・サークル紹介一覧
資料 17	17=C-Learning ログイン
資料 18	18=薬学部3階4階
資料 19	19=薬学部コンピュータ室
資料 20	20=R5 薬学部アドバイザー担当一覧

資料21	21=R5 学生募集要項
資料22	22=R4 保健衛生委員会新型コロナウイルス感染症資料
資料23	23=R4 薬学部第11回教授会要項
資料24	24=R4 キャリアサポート委員会資料(ガイダンス・インターンシップ・セミナー・説明会)
資料25	25=102 講義室椅子
資料26	26=薬学部1階パン自動販売機
資料27	27=薬学部3階お手洗いオートハンドソープ
資料28	28=令和4年度高崎健康福祉大学活動方針報告書(案)学生委員会
資料29	29=第1回キャリアサポート委員会

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準8	教育研究等環境
-----	---------

XXVI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。 ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>本学では、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように明確に定めている（資料8-1）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校舎・施設・設備等の整備 2. 情報環境の整備 3. 障がい学生支援 4. 図書館の整備 5. 教育研究環境の整備 6. 研究倫理遵守体制の整備 <p>本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理しており、適切性は必要に応じて検証している。図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている（資料8-2,8-3、大学基礎データ表1、資料8-4）。研究倫理に関しては、研究倫理委員会（資料8-5）、動物実験委員会（資料8-6）、遺伝子組換え実験安全委員会（資料8-7）が定期的な検証を行い、必要に応じて改善策を提案している。</p>	A
2	<p>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p> <p>○施設、設備等の整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○施設、設備等の整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 <p>全教員にパーソナルコンピュータ（PC）が貸与されている。学生が使用するPCは、コンピューター実習室に108台、図書・資料室にも情報検索、蔵書検索専用PCを設置しており、授業時間以外でも開放されているため学生は自由に利用でき授業の予習復習に活用している。全てのPCは学内イントラネットに接続しており、インターネット環境も整備されている。また、学内用Wi-Fi環境も整備されており、授業等で適宜インターネットに接続することができる。これらのPCにはすべてアンチウィルスソフトが組み込まれ、常時最新の状況に対応できる様にアップデートされている。また、情報セキュリティを専門に扱う学内委員会として、令和4年度に情報セキュリティ委員会設置されている（資料8-8）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 <p>校舎の安全・衛生を確保するシステムについては、全体は法人事務局が執るようになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌・検温装置を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、定期的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、館内出入口や各フロアに屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が24時間の常駐警備を行っており、夜間においては365</p>	A

	<p>日、警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。</p> <p>設備についても、各学部必要な教育研究用機器備品等を予算会議にて精査し、設置基準以上の標準の設備を整備している。また、その維持管理は、学園の経理規程、固定資産および物品管理規程に準じて法人事務局の責任において行っている（資料8-9、8-10）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 <p>障がい者の受け入れも考慮し、バリアフリー化を目指して整備しており、その他点字ブロック、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース、階段スロープ、手すり等を設け障害者が利用しやすいように整備している。障がい学生支援委員会を設置し、身体的な障がいをもつ学生に加えてメンタルな障がいを持つ学生に対しても、教育上の配慮などを教員間で共有し、障がいを持つ学生が学ぶことのできる環境を整備している（資料8-11）。さらに、障害のある学生への支援の手引きを改訂し（資料8-12）、具体的な支援内容に関して教職員が事例にあたったときにすぐに参照できる体制が整えられている。</p> ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 <p>学生の自習室は、4階に1室設けている。一部の講義室、演習室、ラウンジ、食堂を時間外にも開放し、予習復習を含む学生の学習や討論の場として活用している。</p> ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み <p>本学では情報モラル規定を制定し（資料8-13）、インターネット上の情報の取り扱いについて定めている。これに従い、学生は入学時のガイダンスやフレッシュマンキャンプ等で、情報倫理についての学修を行っている。また平成30年度より教員用マニュアルを作成し（資料8-14）、情報の扱い方についても参照できるようになっている。さらに、令和4年度に学内に情報セキュリティ委員会が設置され、教職員及び学生のネットワーク利用に関する啓蒙を行っている。</p> 	
3	<p>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 <p>本学図書館は薬学部図書・資料室以外に、大学図書館（以下、本館）、分館およびで構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている。図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備状況は、図書の冊数が125,608、このうち開架図書は107,590、視聴覚資料も4,456である（資料8-15）。</p> <p>雑誌は、冊子体から電子ジャーナル（EJ）に極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌スペースの効率化を図っている。令和3年度末ではEJは12,015種、データベース（DB）は12種の利用が可能になっている。EJ・DBを含む資料費は毎年増加している。また、EJは、年間購読のほかPay-Per-View（PPV）による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くはEJ・DBの契約数増加と価格高騰によるものである。平成25年度から資料費の割合が、EJ・DBが50%以上を占めている。</p> ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 <p>国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加している。図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている（資料8-16）。</p> ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 <p>学術情報の発信に関しては、国立情報科学研究所が運営する「WEKO」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開している（資料8-17）。</p> <p>また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている（資料8-16）。</p> ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>開館日数等については、令和3年度は本館および薬学・図書資料室223日、分館228日である。昨年は、COVID-19による入構制限に伴い、閉館日が増えている。また、閉館時間も、対面授業が増加したことを受け、18:15時まで延長した。通常時の開館時間は、3館一律ではないが、中心館となる本館は、平日18:15まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が5限（16時30分～18時）までに設定されており、6限（18時15分～19時45分）に設定されているのは概ね資格関係の選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられ</p> 	A

	<p>る。令和4年度の延べ利用者数 29,107 人、貸出冊数 12,856 冊であり、令和3年度の延べ利用者数 15,223 人、貸出冊数 7,172 冊と比較すると増加している（資料 8-15）。これは、COVID-19 による入構制限が段階的に解除され、来館者が増加したためであるとみられる。本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積 1583.62 m²、閲覧席数 289 席で、学生に対する座席数の割合は 11%である。本学の施設・設備は、前述のとおり、全学共用のスペース、例えば体育館、食堂および各種支援センター以外は学部単位でそれぞれの教育研究を実現するため実習室・演習室および研究室が整備されており、そこに設置してある設備・機器等はその学部の特性に応じて割り当てられている。また、学生が使用する PC は、各学部の専用校舎に PC 室等の名称で、それぞれ設置されている。具体的には健康福祉学部は 1 号館 3 階に 94 台、6 階に 21 台、薬学部は 7 号館に 108 台、保健医療学部は 3 号館に 82 台、人間発達学部は 9 号館に 52 台、農学部は 10 号館に 31 台とそれぞれ設置されており、その学部学生が他の学部の校舎のパソコンを使用しなくてもよいように配慮されているが、本学学生は所属学部・学科問わずどの建物の PC 室も利用できるようにもなっている。なお、PC 室は授業時間以外でも開放されているため学生は自由に利用できる授業の予習復習に活用している。</p> <p>図書館独自で新入生を対象に利用ガイダンスを実施している。さらに、学科からの要望があれば、DB 等利用ガイダンスも行っており、学生に浸透してきている。令和3年度は COVID-19 により利用ガイダンスは中止、DB 等利用ガイダンスは動画や資料配布で対応した。また、新刊紹介やテーマ展示を学生の生活・学習支援のための情報提供として、取り組んでいる。</p> <p>平成 24 年度～令和 3 年度まで、図書館業務を通し、図書館への理解を深めてもらうことを目的に「学生サポーター」（司書課程履修者）を採用していたが、COVID-19 感染拡大のため令和 2 年度より一時中止している。図書館報「藤波」を年 1 回発行し、教員推薦図書の紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している。</p> <p>○ 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的 な知識を有する者の配置</p> <p>本館 2 人、分館 2 人、薬学部図書・資料室 1 人が専任職員として、さらに 4 人の臨時職員が図書館業務を担当しており、およそ 9 割が司書資格を有している。</p>	
4	<p>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</p> <p>○ 研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○ 研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示 <p>教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員には研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器および PC、プリンター等の OA 機器と LAN ネットワークが備えられている（資料 8-14）。これとは別に 4 つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の適切な支給 <p>研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は、個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、助手が 10 万円、助教が 20 万円、講師以上が 40 万円と決められており、その金額からコンピューター使用料を差し引いた額を年度内に使用できる（資料 8-18）。卒業研究費は毎年度において各研究室に配属された卒業研究生の人数によって予算を決めている（資料 8-19）。同様に、専門研究費は毎年度において指導する大学院生の人数によって予算を決める（資料 8-20）。講座研究費は講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する（資料 8-21）。また、各教員の前年度の実績と当該年度の計画に対して教員相互のピアレビューを実施し、その結果をもとに当該年度の講座研究費の配分額を決定している。この他に、学部・学科間の枠を超えた研究課題を学内公募し、研究の活性化を促すことを目的としている学内研究交流助成金制度がある。総額は年間 500 万円で、応募提案の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する（資料 8-22）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部資金獲得のための支援 <p>外部資金の獲得に関しては、明文化している支援はないが、種々の場面で科学研究費補助金や外部団体からの共同研究費・受託研究費などの外部資金獲得を奨励している。令和 4 年度の科学研究費補助金の採択件数（新規、継続の合計）は 14 件、補助金総額は 16,000,000 円であった。また、令和 4 年度において外部団体から獲得した共同・継続研究費および奨学寄付金等の状況は 17 件、26,200,000 円であった（資料 8-23、現時点で不足）。</p>	B

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 教員の研究時間および研究専念期間の組織としての保障は明文化されていないが、週1日の研修日制度があること、および長期休業中の業務は教員の自主性に委ねられていることを活用することで、研究時間は確保できていると考えられる（資料8-24）。 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 研究活動の支援にあたるTAの確保、つまり大学院生の確保は十分にできているとは言えない。令和4年度の大学院在籍者は4年生に2名、3年生に1名、2年生に4名である。 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制 本学では、オンライン教育を実施するのにあたりNetman社の提供するC-Learningを令和2年度より採用し活用している。利用方法については、教員マニュアル及びイントラネット内にC-Learningの教員用マニュアルを掲載し、いつでも参照できるようになっている（資料8-25）。また、情報機器の不具合が起こった場合、及びオンライン教育を含めたICT関連の問い合わせには情報システム管理課による迅速な対応がなされている。 	
5	<p>研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p> <p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程の整備 本学には高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程に基づき（資料8-5）、外部有識者を含む研究倫理委員会が設置されている。研究倫理委員会では、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、以下「指針」と略）、令和3年6月30日からは「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいた厳正な審査が行われている。審査申請された研究計画書に対して、各委員は事前審査を行った上で、委員会（本審査あるいは迅速審査）で審議が行われ、審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会で許可が下され、その結果を踏まえた上で、学長が研究承認を与えている。また倫理的問題が軽微な研究については、倫理指針に基づく「迅速審査制度」導入し、中でも新指針に沿って研究の軽微ないくつかの変更については報告事項とし、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。 動物実験に関しては、実験動物の適切な環境における飼養・保管と適正な動物実験の実施のため、高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程を定め（資料8-6）、動物実験委員会を設置している。学内で新たに動物実験を実施する者（教員、研究員、大学院生、学部生）は、動物実験委員会が主催する講習会を受講しなければならない。動物実験に関しては、動物実験に関する基本的な理念である「3Rの原則（Refinement、Reduction、Replacement）」が遵守された動物実験が実施されている。また、平成30年度に、外部機関により、本学動物実験室の設備、運営について、第三者評価（動物実験に関する外部検証）が行われ、実施体制・実施状況ともに概ね適正に実施されているという評価を受けた。 遺伝子組換え生物を使用する実験研究は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97条）」および「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」に基づき作成された、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程を遵守し行っている（資料8-7）。研究を適正に遂行するために、高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下、安全委員会）を設置して、全ての実験は事前に実験計画書を作成し、安全委員会の審査を経て学長の承認を得て行っている。なお、遺伝子組換え生物を使用した実験は、メールによる電子審査を導入し迅速な審査が行えるようになっている。また、研究活動における不正行為への対応については、高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程を定め（資料8-26）、公正な研究活動を行うために必要である法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守するための責任体制を整備し研究活動における不正行為防止を推進している。 産学官研究活動等における利益相反行為の防止に関しては、高崎健康福祉大学利益相反行為防止規則を定めて（資料8-27）産学官連携活動を適正に且つ円滑に遂行している。また教職員を対象として、毎年、学内で研究倫理・コンプライアンス順守等の講習プログラムを実施しており、受講後の試験合格者にのみに受講完了証を発行し、研究倫理審査の際は研究責任者、研究分担者には受講完了を確認している。 <ul style="list-style-type: none"> ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） 	A

	<p>教員に対しては、研究倫理講習階を定期的で開催している。また、学生に対しては、4年前期に開講される薬学研究入門の初回に、動物実験及び遺伝子組み換え実験に関する講習階を実施している。</p> <p>・研究倫理に関する学内審査機関の整備</p> <p>本学では規定に沿って研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会を定期的で開催し、研究倫理審査委員会を開催し、研究計画の妥当性の厳正な審査、及び各種講習会を開催している。</p>	
6	<p>教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>薬学部では、本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために教育研究環境の整備について、学生生活・満足度調査の結果や、学園運営委員会における予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>薬学教育機関の教育の質を保証するものとして、(社)薬学教育評価機構による評価を2017年度に受審しており、2018年度に適合認定されている。この評価はおおむね7年ごとに受審することになっており、次回は2024年度前後の受審が想定されている。</p>	A

XXVII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
4	研究費の適切な支給	講座研究費の配分額を一律ではなく、教員相互の評価を加味して決定している。
2	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備	障害のある学生への支援の手引きが大幅改訂され、障がい学生の支援に対する教員の意識が高まった。
2	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み	情報セキュリティ委員会が設置され、教職員、及び学生の情報リテラシーの向上が期待できる。

XXVIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
5	ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制	大学院充足率が低く、研究支援体制が不十分である。

XXIX. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画

5	ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制	大学院生が少ないこと、及び今後の充足も見込みにくいことを考慮し、TA、RA に代わるものとして、他学部であれば修士課程相当となる 5、6 年生を活用したスチューデント・アシスタント (SA) 制度の採用の可否を議論すべきときになっている。

XXX. 根拠資料

資料番号	資料名称
8-1	高崎健康福祉大学 教育研究環境の整備に関する方針
8-2	高崎健康福祉大学図書館利用規程
8-3	高崎健康福祉大学図書館運営委員会規程
8-4	高崎健康福祉大学 図書館ウェブサイト 利用ガイド (https://library.takasaki-u.ac.jp/guide)
8-5	高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程
8-6	高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程
8-7	高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程
8-8	高崎健康福祉大学 情報セキュリティ対策基本方針
8-9	学校法人高崎健康福祉大学経理規程
8-10	学校法人高崎健康福祉大学固定資産及び物品管理規程
8-11	高崎健康福祉大学 障がい学生支援委員会規程
8-12	障がい等のある学生への支援の手引き (教職員用) 2023 年 3 月改訂 障がい学生支援委員会
8-13	高崎健康福祉大学情報モラル規程
8-14	高崎健康福祉大学 教員マニュアル 2023 年 3 月改定
8-15	図書関係資料 (抜粋)
8-16	高崎健康福祉大学 図書館ウェブサイト 蔵書検索 (https://library.takasaki-u.ac.jp/zousho)
8-17	高崎健康福祉大学機関リポジトリ https://takasaki-u.repo.nii.ac.jp/
8-18	高崎健康福祉大学研究費規程
8-19	高崎健康福祉大学卒業研究費規程
8-20	高崎健康福祉大学大学院専門研究費規程
8-21	高崎健康福祉大学講座研究費規程
8-22	高崎健康福祉大学学内研究交流助成金取扱い規程
8-23	(不足、科研費および外部資金獲得一覧)
8-24	高崎健康福祉大学教員の服務細則
8-25	C-Learning によるオンライン授業構築に対するアプローチ
8-26	高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程
8-27	高崎健康福祉大学利益相反行為防止規則

点検対象	薬学部
記入者	薬学科

令和4年度 自己点検・評価シート (FD)

基準9	社会連携・社会貢献
-----	-----------

XXXI. 点検項目ごとの自己評価

令和4年度3月末までの取り組みについて、「S」「A」「B」「C」の4段階で評価し、「自己評価」欄に記入してください。
また下段には、現状「何を」規定又は実施していて、「いつ」「どの会議で（誰が）」「どのように（指標・方法）」検証・分析を行ったか、その結果について事項ごとに箇条書きで説明してください。根拠資料がある場合は資料1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	点検項目	自己評価
1	<p>大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。 ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示 薬学部教育方針には社会貢献・社会連携に関する直接的な方針の明示は無いが、本学 HP にボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、公開講座、玉村町連携協力プロジェクト、各活動についてのサイト【1-1】が設けられ、活発な活動により随時更新されており、広く一般公開されている。各活動には委員会が設置されており、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱【1-2】、子ども・家族支援センター委員会規程【1-3】が定められており、定期的に委員会を開催し、非常に活発に活動している。学生生活ハンドブック【1-4p28-29】にもボランティア・市民活動支援センターについて説明書きがあり学生に活動を呼び掛けており、本学の社会貢献・社会連携に対する積極的な取り組みが明示されている。</p>	B
2	<p>社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。 ○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>○学外組織との適切な連携体制 玉村町連携協力プロジェクトについては、平成29年1月5日に玉村町文化センターで玉村町と高崎健康福祉大学は、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の更新等の各分野における連携協定に調印し【2-1】、特に『医療・福祉』の分野で交流を深め、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいる。 また、群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会とは薬学部教員が両会の理事や役員を務めており、両会の運営および行事開催時には支援をしている。 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 薬学部は群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会と連携し、令和4年度より薬薬学連携セミナーを企画し、臨床薬剤師の卒後教育に貢献すべく、セミナーを継続開催している【2-2】。また、三者の連携による群馬県薬学大会は令和4年度も開催し第5回となったが、コロナ禍によりオンライン開催となった【2-3】。高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーは臨床薬剤師を対象に第31回、第32回を開催し、地域薬剤師教育に貢献している【2-4、2-5】。 ○地域交流、国際交流事業への参加 地域住民対象とした公開講座については、令和4年度は薬学部担当で「お薬と上手に付き合っていますか？」をテーマに、2つの特別講演、パネルディスカッションを開催し、さらに終了後にはお薬相談会を実施した【2-6、2-7】。 本学の国際交流はインドネシア、ドイツ、ベトナム、オーストラリア、台湾、フィンランド、タイからの9大学と学術定期学術提携しており、平成26年より研修交流を行っている。平成31年度はコロナ禍により中止となったが、令和2年よりオンライン交流を開始し交流を再開している【2-8】。</p>	B
3	<p>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>【具体的点検内容とその根拠】</p> <p>公開講座、高崎健康福祉大学生涯研修セミナー、群馬県薬学大会、薬薬学連携セミナーにおいては、終了時に参加者</p>	B

に開催に対するアンケート回答をいただいております、その結果を集計・評価し、内容を検討して次回開催に反映させている【3-1 3-2 3-3】。

XXXII. 特に成果を得られた事項

長所・特徴（先駆性や独自性があるもの、優位な成果が見られるもの）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由
2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進	新たに薬薬学連携セミナーを群馬県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会と連携してシリーズ開催とすることができた。
2	地域交流、国際交流事業への参加	薬学部担当の公開講座を3年ぶりに対面実施することができ、地域交流、貢献が叶った。

XXXIII. 伸長・改善が必要な事項

課題事項（伸長すべき点、改善すべき点など）について、具体的な事例を「I. 点検項目ごとの自己評価」より抽出して重要な順に記載してください。

点検No.	事項	その理由

XXXIV. 次年度の計画

伸長・改善の計画について点検Noと事項を抽出した上で重要な順に記載してください。根拠資料がある場合は(資料 1-1)の例に倣い明示してください。

点検No.	事項	具体的計画

XXXV. 根拠資料

資料番号	資料名称
1-1	高崎健康福祉大学 web サイト 地域・研究活動 (https://www.takasaku.ac.jp/contribution)
1-2	ボランティア・市民活動支援センター運営委員会要綱
1-3	子ども・家族支援センター委員会規程
1-4	2021 年度高崎健康福祉大学学生生活ハンドブック
2-1	玉村町と連携協力に関する協定書
2-2	第3,4回薬薬学連携セミナー案内
2-3	第5回群馬県薬学大会ポスター
2-4	第31回高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーポスター
2-5	第32回高崎健康福祉大学薬学部生涯研修セミナーポスター
2-6	高崎健康福祉大学様 公開講座 2022 パンフレット
2-7	R4 年度おくすり相談会
2-8	令和4年度薬学部第10回教授会要項
3-1	令和4年度第11回教授会資料
3-2	令和4年度第4回教授会資料
	第1回 群馬薬薬学連携セミナー受講者アンケートの結果